

用濟後燒却

陸普第一八八〇號

外地部隊留守業務處理要領ノ件達

外地部隊留守業務處理要領左ノ通定ム

昭和二十年九月二十三日

外地部隊留守業務處理要領

陸軍大臣 下村 定

内地 (丙) 聯司  
外地 (甲)

陸軍一般

- 一 本要領ハ外地部隊ノ復員ニ伴フ留守業務處理ニ關シ規定ス
- 本要領ニ規定セサル事項ニ關シテハ従前ノ諸條規ニ據ルモノトス
- 二 陸密電第一五三六號ニ據リ陸軍留守業務部ニ轉屬スル者ハ左ノ書類ヲ携行歸還スルモノトス
- 1 留守名簿寫二通 (内一通ハ留守宅渡送金整理用トシ特ニ留守宅渡ノ有無及現地除隊等ノ年月日ハ明瞭ナラシメ置クモノトス)
- 2 死亡者連名簿 (附表第一様式)
- 3 生死不明者連名簿 (附表第二様式)
- 4 恩典關係證據書類
- 5 其ノ他必要ト認ムル書類及爲シ得レハ將兵ノ留守宅宛私信
- 三 前號ノ死亡者連名簿及生死不明者連名簿ハ支那事變發生時ヨリノ死亡者及生死不明者ニ付調製スルモノトシ昭和十九年陸遠第七六號戰時死亡者、生死不明者報告規程ニ基ク處理未濟ノモノ及處理済ノモノ中内地到着ノ疑ハ

0077

シキモノニ對シテハ同規定ニ示ス報告書及關係書類一切ヲ添附スルモノトス但功績ノ既ニ發表セラレタルコト確  
實ニ判明シアル者ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

四 各部隊長ハ自隊ノ復員完結一週間以内ニ左ノ書類ヲ一括シ掌領者ヲ附シ陸軍留守業務部除隊、召集解除者名簿ニ  
在リテハ本籍地縣隊區司  
部ニ提出スルモノトス

1 留守名簿

2 第二號ニ據ル轉屬者出發後ニ於ケル死亡者及生死不明者連名簿並各其ノ關係書類

3 處刑者連名簿(附表第三様式)

4 還送患者連名簿(附表第四様式)

5 除隊、召集解除者連名簿(附表第五様式)

五 前號留守名簿ハ完全ニ整備シタルモノヲ提出スルモノトシ夫々欄外ニ左ノ如ク明確ニ記入スルモノトス

18、12、3 戰死(病死)(戰傷死)(不慮死)

19、2、5 於何地生死不明

19、3、1 何隊ニ轉屬

20、10、30 現地除隊(召集解除)(解備)

20、1、4 内地還送

21、2、3 内地除隊(召集解除)豫備役編入

六 還送患者ノ處理ニ關シテハ左ニ據ルモノトス

1 昭和一五年陸普第二九〇二號還送患者及朝鮮、臺灣ヨリノ内地轉送患者等取扱規則第四條ニ示ス還送患者名

0078

第八様式第四ニ據リ調製シ二部ヲ患者護送者ニ携行セシムルモノトス

2 患者護送者ハ前號遺送患者連名簿中一部ヲ内地最初ノ收容病院（陸軍病院復員後ニ在リテハ軍事保護院病院トシ以下第一收容病院ト稱ス）長ニ一部ヲ陸軍留守業務部長ニ提出スルモノトス

前項中陸軍留守業務部長ニ提出スルモノニ在リテハ其ノ第一收容病院名及收容年月日ヲ明カナラシムルモノトス

3 第一收容病院長ハ收容遺送患者ニシテ轉送可能ノ域ニ達セル者ハ速ニ之ヲ本籍地又ハ留守擔當者居住地若クハ本人ノ希望轉送地最寄陸軍病院ニ轉送スルモノトス

七 遺骨、遺留品ハ左ニ據リ處理スルモノトス

1 遺骨、遺留品ハ最高司令官ノ定ムル所ニ依リ宰領者ヲ附シ成ルヘク速ニ遺送スルモノトス但シ遺留品ニ在リテハ努メテ遺骨無キ者ニシテ之ニ代ルモノニ限ルモノトシ容積大ナルモノ等ハ歸還部隊自ラ携行スルヲ本則トス

2 前號中部隊自ラ携行歸還セルモノニ在リテハ輸送指揮官ノ定ムル所ニ據リ上陸後速ニ宰領者ヲ附シ本籍地聯隊區司令部（留守擔當者ノ住所ニ疑ヒナキモノニ在リテハ其ノ現住地所管聯隊區司令部）ニ送付スルト共ニ遺骨、遺留品名簿ヲ陸軍留守業務部長ニ送付スルモノトシ其ノ他ノモノニ在リテハ從前ノ規定ニ據ルモノトス

3 左ノ上記地域ニ本籍ヲ有スル者ノ遺骨、遺留品中内地ニ留守擔當者無キモノハ各々下記聯隊區司令部ニ送付スルモノトシ當該聯隊區司令部ハ別ニ示ス時期迄之カ保管ニ任スルモノトス

豊原聯隊區 旭川聯隊區司令部

沖繩聯隊區 鹿兒島聯隊區司令部

0079

朝鮮、臺灣 福岡聯隊區司令部

4 遺骨、遺留品名簿ニハ適宜ノ位置ニ護送員ノ所屬、官、氏名、本籍地、現住所、内地土陸日時及土陸地名ヲ記入スルモノトシ部隊自ラ遺骨、遺留品ヲ携行シタル場合ニ在リテハ速ニ陸軍留守業務部ニ提出スルモノトス

5 輸送指揮官ハ乗船地出發前遺骨、遺留品ノ數遺留品ニ在リテハ捆數トスヲ陸軍大臣ニ速報スルモノトス

八 各部隊長ハ除隊、召集解除前下士官以下ノ進級ヲ銓衡シ所要ノ人員ハ之ヲ進級セシムルコトヲ得但シ金錢給與ノ整理ハ之ヲ行ハサルモノトス

進級ノ範圍ハ従前ノ規定ニ拘ラス停年ヲ基準トシテ實施シ左ニ據ルモノトス但シ特ニ勤務不良ナルカ若クハ特別ノ事由アルモノハコノ限リニアラス

入營後概ネ六月以上ノ者

一等兵

一年 " 上等兵

二年 " 兵長

三年 " 伍長

伍長任官後一年以上經過セル者 軍曹

三年 " 曹長

六年 " 准尉

九 各部隊長ハ除隊、召集解除、豫備役編入ニ方リ事務適任證明書、陸軍善行證書、陸軍自動車操縦術技術證明書、蹄鐵術卒業證書、表彰狀其ノ他各種適任證書等歸郷後就職等ノ爲參考ト爲ルヘキモノヲ附與スヘキ者アルトキハ已ムヲ得サル場合ノ外之ヲ附與スルモノトス

一〇 恩典關係事項ノ處理ハ左ニ據ルモノトス	
1 各部隊長ハ左ノ資料竝ニ書類ヲ聯隊區司令部毎ニ區分シ速ニ陸軍留守業務部長ニ提出スルモノトス	
(イ) 叙位上申資料(昭和二十年八月以降資格到達者ノ分)	一
(ロ) 叙勳上申資料(昭和十九年十二月以降資格到達者ノ分)	一
(ハ) 恩給關係ニ必要ナル證據書類	
現認(事實)證明書	五
病 歴 書	四
病名決定(改正、兼發、轉症)證明書	四
死亡ノ事實ヲ證スル公ノ書類	四
但シ戰死以外ノ場合ハ	六
勤 務 日 誌	一
履歷書調製上基礎トナルヘキ資料	一
(ニ) 特別賜金願出ニ必要ナル證據書類	
諸給與金支給ニ關スル證明書	二
身分證明書(軍屬)	二
(ホ) 賞與ノ支給ニ必要ナル履歷書又ハ資料	
2 功 績 關 係	
(イ) 九月二日以前ニ死亡シタル者竝ニ九月二日以前ノ公務ニ起因シ發病シ九月三日以後ニ於テ死亡シタル者	

0081

ニ關シテハ從來通適宜取纏メ速ニ逐次功績上申(殊勳進達濟ノモノニ付キテハ成ルヘク殊勳功績名簿ヲ添附ス)スルト共ニ内地歸還時迄ニ上申未了ノモノハ關係書類ヲ携行シ歸還ト共ニ速ニ上申スルモノトス

(ロ) 死亡者既上申ノモノノ中未發令ノモノニ關シテハ輸送途中ニ於ケル事故等ニ依ル未到着ノモノアルヲ考慮シ上申時ノ控又ハ寫等ヲ部隊ニ於テ保管シアルモノハ之ヲ燒却又ハ破棄スルコトナク携行シ歸還ト共ニ陸軍功績調査部ニ送付スルモノトス

(ハ) 生存者中殊勳功績ヲ有シ未進達ニテ控又ハ寫等ヲ部隊ニ保管シアルモノハ前(ロ)號ノ如ク處理スルモノトス

一一 前各號ニ基ク内地留守業務關係部隊ノ業務處理中従前ノ諸規定ニ據ル能ハサルモノニ付テハ別ニ示ス所ニ據ルモノトス

#### 附 則

一 内地留守業務關係部隊ノ復員後歸還スル部隊ノ關係書類ノ提出先等ニ關シテハ別ニ示ス所ニ據ル

二 歸還部隊人員ニシテ従前ノ隸屬(指揮)關係ヲ維持スルコト能ハスシテ各個ニ輸送セラルルモノアル場合ニ於ケル人員掌握等ニ關シテハ別ニ示ス所ニ據ルモノトス

0082









様式第四

所官	隊級	氏名	本籍地	住	所	留	守	擔	當	者	病名	昭和		第	病	摘	要
												年	月				
一中	現伍長	何某	○番地 ○郡 ○町	同	同上	同	同	同	同	同	(肺結核) (登)	20.3.1	陸廣	1	陸廣		
二中	豫曹	何某	○町 ○市 ○番地 ○區	同	同上	同	同	同	同	同	(銃貫胸部) (登)	20.8.10	陸小		陸小		
												21.1.20					

調製上ノ注意  
 一 各部隊毎ニ終戦後外地最後ノ發送病院ニ於テ發送セルモノニ付調製スルモノトス  
 二 還送患者ニ關シテ携行スルモノトシ本籍地聯隊區毎ニ別葉トス  
 三 重砲十聯等ト記入スルモノトス

○聯隊區ノ分  
 還送患者連名簿  
 昭和有部隊名

0086

様式第五

除隊 召集 場所	本籍	役種	兵種	官等級	留守擔當者		氏名	
					住所	続柄		
20.11.2 (奉天)	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇	現	歩	上	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇	母	何 某 何	某
20.12.5 門司	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇	一補	歩	伍	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇	父	何 某 何	某

調製上ノ注意  
 一 各部隊毎ニ調製シ本籍地聯隊區毎ニ別葉トス  
 二 現地除隊(召集解除)者ニ在リテハ除隊場所名ニ( )ヲ附スモノトス

〇〇聯隊區ノ分  
 除隊召集解除者連名簿  
 昭和 年 月 日  
 調製固有部隊名

0087